

## 令和6年2月 定例教育委員会 会議録 要旨

### 1 日 時

令和6年2月22日(木)

開会 午前9時30分 閉会 午前11時50分

### 2 場 所

市役所西館 2-6 会議室

### 3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 荒牧委員 飯盛委員 白木原委員 吉田委員 永野委員 梶原委員

欠席者 なし

### 4 会議出席職員

池田教育部長 秀島学校教育担当部長 田中教育総務課長 於保保育幼稚園課長 空閑生涯学習課長 吉岡文化課長 西教育総務課副課長、南里保育幼稚園課副課長、土井教育総務課庶務係長

### 5 傍聴者

0名

### 6 教育長の報告事項

- ・春の訪れを感じさせる天候であり、二十四節気の時期を迎えている。学校や幼稚園、保育園等では年度の変わり目でそれぞれ行事が行われており、特に小学校では、6年生を送る会や地域の方に感謝する会が開催されている。中学校では入試が終わり、進路や進級に向けての準備が進んでいる。
- ・2月にはインフルエンザやコロナ感染症による学年や学級の閉鎖が多く報告されており、1月よりも多く学年閉鎖や学級閉鎖の対応が行われていたが、ピークが過ぎているかは不明。減少傾向にあると思うが、まだまだ長引く可能性があると思っている。
- ・今月の報告では、「情報モラル教育」という大きな課題に焦点を当てた。中学生が携帯やタブレットを持っており、高校入学時に新しい機器を購入することが多いことから、この問題を取り上げている。現代の情報化社会では、大人も子どもも自由にインターネットを利用できる環境にあり、子どもたちが大人と同じようにインターネット社会に生きている。
- ・学校ではICT教育を促進し、学習の効果を上げるために様々な機器が導入されている。インターネットを適切に使用して「明るい社会」にしようとしているが、情報モラル教育が浸透していないと「暗い社会」が見え隠れしてしまう。情報教育が浸透していない状況では、インターネットを利用した犯罪やトラブルが増加し、心身の健康上の問題にもなっている。情報モラル教育は学校だけでなく、家庭でも重要であり、親や大人たちも子どもたちと一緒に考え、情報化社会に生きる子どもたちに、人、物、時間を大切にすることを意識して自分の将来の夢に向かって努力してほしいと願っている。大きな課題であるが、教育効果を上げるためのICTの活用教育とともに、情報教育・モラル教育の充実、リテラシーの確立について引き続き取り組んでいかなければならない。
- ・2月1日 私立高校一般入試、第5回教育支援委員会
- ・2月2日 全体朝礼、経営戦略会議、東部管内教育長協議会③、第64回郡市対抗県内一周駅伝大会小城市結団式

- ・ 2月3日 土曜授業
- ・ 2月4日 第29回高田保馬博士をたたえる会
- ・ 2月5日 校長面談（～6日）、第26回佐賀県市町行政講演会、新学校給食センター運営委員会
- ・ 2月6日 県立高校特別選抜入試、いじめ問題対策連絡協議会②
- ・ 2月7日 宇城地区教育長会研修視察訪問（宇土市、美里町、宇城市）
- ・ 2月8日 課長副課長会議
- ・ 2月9日 東部管内教育長協議会④
- ・ 2月10日 日本ハンドボールリーグ戦（芦刈文化体育館）
- ・ 2月13日 定例校長会、いじめ問題専門委員会、青少年育成市民会議役員会
- ・ 2月14日 小城市議会臨時会、第2回小城市民図書館協議会
- ・ 2月16日 第64回郡市対抗県内一周駅伝大会（～18日）、東部管内教育長協議会⑤
- ・ 2月19日 新年度予算議員勉強会
- ・ 2月20日 課長副課長会議、中学校部活動検討委員会②
- ・ 2月21日 学校施設長寿命化計画作業部会②
- ・ 2月22日 定例教育委員会、【書面】小城市児童生徒安全確保推進会議  
（以下予定）
- ・ 2月27日 中林梧竹記念館協議会②、小城市立歴史資料館協議会②
- ・ 3月5日～6日 県立高校一般選抜入試
- ・ 3月8日 中学校・芦刈観瀾校卒業式
- ・ 3月15日 小学校卒業式

※令和6年第1回小城市議会定例会（3月4日開会）

【質問・意見】

◇C委員

2月2日の新聞に、能登の学校がほぼ再開し、輪島市を除いて全市が再開していることが報じられていた。一部の子どもたちは他の自治体や集団避難、自主避難などで在籍校に登校できていなかったが、再開までの1箇月は早く、教育は止められないしどんな状況にあっても止めはならないことだと痛感した。

また、2月5日の佐賀県市町行政講演会の為末大氏の講演について、様々な分野の勉強をされていて興味深い方なので機会があったら講演を聞いてみたいと思った。

◇F委員

数年前に高校生指導連盟が提案した「イレブン・セブン運動」は、夜11時から朝7時までメールをしないというルールを定めた取り組みで、非常に成果を上げたと聞いた。このような取り組みのルール作りやキャッチコピーの提唱によって、皆で目標に向かって進むことは必要だと感じた。

◇教育長

情報モラルについて市民会議やいじめ問題連絡協議会で話題になったことは、家庭の重要性和家庭教育についてであり、学校と家庭の連携が必要であるということだった。情報モラルについては学校が取り組む一方、保護者も啓発する必要があるため、大人も含めて意識を持って取り組む必要があるとの意見が多かった。今後も市民会議やいじめ問題連絡協議会、いじめ問題専門委員会等の意見を聞きながら取り組んでいきたい。

【結果】

承認

## 7 議 事

### 第1 議決事項

#### 【会議録】

教育委員会の会議録について（公開）

#### 【結果】

承認

#### 【議案第20号】

令和6年度小城市教育の基本方針について

◇教育総務課長が説明

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により、承認を受ける必要があるため。

1月の定例教育委員会で意見をいただき、再検討を行い、重点目標の3番目の「基本的生活習慣の定着と家庭教育力の向上」については、この目標に対する事業はなくとも、この目標自体は教育の根底にあるため、残すべきものとなった。

変更点は3点で1つ目は、令和5年度は「新しい生活様式を取り入れた安全・安心な居場所づくり」を、令和6年度は「安全で安心して過ごせる居場所づくり」に変更し、2つ目は、令和5年度は「土生遺跡史跡指定50周年を機に市内遺跡の再確認とその啓発」を令和6年度は「地域の歴史・文化に触れる機会の創出」に変更し、3つ目は、「SAGA2024国スポ・全障スポを機にスポーツを通じた生活習慣づくり」を、国スポ・全障スポの開催年となるため、1つを追加した。

令和6年度の重点目標を8つにして、令和6年度小城市教育の基本方針とした。

#### 【結果】

承認

#### 【議案第21号】

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由は、役職定年制度導入等に伴い、小城市立小・中学校に新しい役職として特任指導教諭を配置するため、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を改正する必要がある。

改正内容は、第32条第1項と第2項の指導教諭の後に「及び特任指導教諭」を追加するもの。

#### 【質問・意見】

◇C委員

特任指導教諭について具体的に説明をお願いしたい。

◇学校教育担当部長

管理職等の役職がある方が60歳で役職定年後、勤める場合に特任指導教諭という役職になる。校長先生で定年延長になった場合に特任指導教諭で勤務をされる。

◇C委員

特任指導教諭になられる方は60歳で役職定年されて、学校で担任や授業をするというのと別のお仕事をされるということか。

◇学校教育担当部長

任用の形態は、来年度からであるためどういう任用の形になるかは分からないが、他市町の状況を見ながらどういうふうな形で任用されていくのかということころは注視をしていきたい。

◇教育部長

市役所職員も同じであるが今、定年退職が60歳まで。年金の受給開始年齢が年々伸びて最終的には65歳からの受給開始になる。この5年間の空白を埋めるために、今は再任用職員という職名で勤務できる制度があるが、これに代わりに令和6年度からは60歳で定年退職にならず、定年延長して61歳で退職。その代わりに60歳で役職は降りてもらおう形になる。その役職を降りたときに職名が必要であるため、管理職の方は役職定年後、特任指導教諭という職名になる。普通の教諭の方が延長されてもそのまま教諭という形になる。定年退職年齢は2年に1歳ずつ段階的に引き上げられる。

◇D委員

校長で定年を迎えられて定年延長になったら、皆さん特任指導教諭という肩書がつくのか。

◇学校教育担当部長

定年延長で勤められる方は特任指導教諭になる。それとは別に辞めて講師をされたりとか、辞めて短時間の再任用を選んだりとかいう方も出てくる。

◇D委員

肩書が特任指導教諭であっても、校内の人事によっては学級担任を任せられるとかいうこともあるのか。

◇学校教育担当部長

それもあり得る。

◇教育長

他県では校長再任用もあるが、佐賀県では職名が令和6年度から特任指導教諭という新しい職名になる。この職名では、クラス担任やコーディネート業務、教科で足りない先生が多いため、授業も行うことが求められることもあるかもしれない。教諭は特任指導教諭になることはなく、校長など管理職の方は特任指導教諭として勤務することになる。また、特任指導教諭が退職すると講師や非常勤講師などになる。

◇教育部長

定年延長は、10年間で65歳までに延長されることになる。

◇D委員

定年延長した場合に必ず勤めなければならないというわけではないのか。例えば61歳か62歳で退職するということもできるのか。

◇学校教育担当部長

途中で退職することはできると思う。

◇C委員

今、先生になる方が少ないということと、若い方でも早期に辞められる方がいることの対策の一つか。

◇教育部長

学校の先生に限らず公務員が皆そのような形になっているため、そうではない。

◇A委員

定年延長に当たって、管理職をしていた方が特任指導教諭になると他に何かの保証とかがあるのか。

◇教育部長

定年退職が延びるということだが、新たな人が役職にならないと育っていかないなどの理由もあり60歳で役職は降りてもらおうということになる。その代わりに、役職を降りるので職名を何か考えないといけない、その理由の一つが、現在は定年前の給料の7割程度を給料とするという政策になっている。公務員というのは、職名と給料表が大体リンクしているような形のため、やはり新たな職名をつくらなければいけないだろうという政策の下で佐賀県はつくられた

と思う。

◇D委員

校長先生が役職定年を希望して、校長という役職は降りて、特任指導教諭という肩書がつくと思うが、その特任指導教諭という肩書は要らないということもできるのか。

◇教育総務課副課長

県の教職員課に確認したところ、希望降格により一般教諭になることはできるという回答だった。

◇C委員

制度は、佐賀県の制度だと思うが、特任指導教諭の先生がどのような仕事をするのかというのは市町で決めていいということか。

◇学校教育担当部長

教務主任、学級担任、授業だけというふうな形で、様々な形で任用されていくと思う。

◇F委員

特任指導教諭というのは佐賀県だけなのか。

◇教育長

佐賀県だけじゃなくて、佐賀県は取り入れているということ。ほかにも取り入れている都道府県はある。今後は60歳を超えた管理職の方々の働き方や職名が変化していくと思う。実際の運用はこれからになるが、まだ分からない部分が多く、新たな課題として出てくると思うが、今後の情報は勉強会の中でお知らせしたいと思う。

【結果】

承認

【議案第 22 号】

小城市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由は、定期利用団体の詳細な利用状況を確認できるように申請様式を変更するため、小城市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する必要があるため。

改正前は、利用予定時間が平日と土日に分かれているが、改正後は、月曜日から日曜日の表記を追加して、どの利用団体が何曜日に利用するかと分かりやすいように改正した。

【質問・意見】

◇E委員

これまでは不要だったけれども、これを今後確認するようになった理由を、少し詳しく説明をお願いしたい。

◇教育総務課長

学校からの要望で、学校が施設の管理をするときに把握しやすいように改正した。

◇E委員

小城市内ではないが、なかなか学校とかの施設を借りたいが利用することが難しいという声を聞くことがよくある。このように詳細に書かれていて日ごとの状況が分かれば、貸し出して門戸を開けるといふか、いろんな方に貸し出すことができるので、いいと思う。

【議案第 23 号】

小城市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

【議案第 24 号】

小城市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

【議案第 25 号】

小城市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

【議案第 26 号】

小城市牛津武道館条例施行規則の一部を改正する規則

【議案第 27 号】

小城市運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

◇生涯学習課長が説明

議案第 23 号から議案第 27 号まで同様の改正であるため、一括して説明する。

議案第 23 号 公民館条例施行規則の一部改正は、第 8 条第 2 項のただし書中、市内に住所を有しない者からの申請について「2 週間前」とあるのを「2 箇月前」とし、同条第 4 項を全文削除する。

議案第 24 号 小城市生涯学習センター条例施行規則の一部改正は、第 5 条第 2 項中「3 月前」とあるのを「3 箇月前」、ただし書の「2 週間前」を「2 箇月前」とし、同条第 5 項を全文削除する。また、第 9 条第 1 項第 2 号ただし書の「、入場料を徴収するときは」を削除し、同項第 3 号の体育的行事「で、入場料を徴収して」とあるのを、体育的行事「に」とする。

議案第 25 号 小城市体育館条例施行規則の一部改正、議案第 26 号 小城市牛津武道館条例施行規則の一部改正及び議案第 27 号 小城市運動公園条例施行規則の一部改正は、第 2 条第 3 項を全文削除し、第 4 項中「前 2 項」を「前項」に改め、「及び受付時間」の文言を削除し、これを第 3 項に繰り上げる。

【質問・意見】

◇C 委員

この時期に一斉に変更された理由を教えてください。

◇生涯学習課長

この受付時間、期間については規則に規定していたが、実態として 2 週間前ではなく 2 箇月前から受付していたことが分かったため、今回改正をさせていただいた。

◇C 委員

長い期間か。

◇生涯学習課長

いつからというのは具体的には分からないが、前から市外の方は 2 箇月前から受付をしていたし、受付時間は午後 5 時 15 分までではなく、職員がいるとき、夜間は管理人が受け付けたりしていた。

◇教育長

現状、今後も含めて、利用しやすくするような状況に規則を改正したと思う。

◇E 委員

市外の方についても利用申請がしやすくなる方向での変更かなというふうに思っていたので、ちょっと驚いた。

生涯学習センター条例施行規則の改正で使用料の減免の部分が改正されているが、これも利用者にとってより減免の率が上がるという方向になっているのか。

◇生涯学習課長

この文言は、規定している規則と規定していない規則があった。どちらも同じ取扱いなのであえてここで規定する必要ないということで削除した。この文言がなくても運用での取扱いは変わらず、表現が難しくなってしまうので削除した。

◇F 委員

やはりルールがある以上は厳密に取扱いをすべきと思う。市内が 3 箇月前から、改正後は市外は 2 箇月前、それでもやはり市内は優先的に取り扱うという状況の中での区別をされていると思うが、この件については実際に受付を受けられる方に伝え確認し、申請に来られた場合が

この期間外だったらそれを遵守いただくことが必要だと思う。

◇教育長

施設利用等については改めて規則を確認し、市の市長部局の施設等も合わせて考えていくことが必要だと思っている。

【結果】

議案第 23 号から議案第 27 号まで承認

## 7 その他

(1) 教育委員会の共催及び名義後援事業について

◇教育総務課庶務係長が説明

①NPO法人子ども未来Lab「TOSS春の教師力UPフェス」後援申請

②うしづ石工の里を未来に伝える会「石工の里ふれあいウオーキング2024～肥前砥川石工がつくる石仏の造形美～」後援申請

③佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭「第28回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭」後援申請

④陣内久紹追悼展世話人会「追悼 陣内久紹追悼展」後援申請

⑤牛津赤れんが会「佐賀にわか座長大会」後援申請

⑥佐賀県母親大会実行委員会「第61回佐賀県母親大会」後援申請

以上、後援6件承認で報告する。

【結果】

了承

(2) 令和6年度 小城市育英学生候補者選考委員会の日程について

◇教育総務課長が説明

開催予定日時は、4月12日金曜日、13時15分から大会議室で行う。教育委員の皆様は出席をお願いしたい。

【結果】

了承

(3) 社会教育委員との意見交換会の開催について

◇生涯学習課長が説明

今年度も昨年度と同様に、3月の社会教育委員の会議終了後に開催したいので、年度末で大変お忙しいところで恐縮ですが、教育委員の皆様には出席をお願いしたい。

日時は、3月22日金曜日、14時からドゥイング三日月の2階視聴覚室で行う。

【結果】

了承

## 9 次回定例教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日 時】 3月28日(木) 午前9時30分から

【場 所】 小城市役所 西館2階 大会議室

## 10 議 事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（非公開）	【承認】
【議案第 28 号】	
令和 6 年第 1 回小城市議会定例会における教育委員会所管議案について	【承認】
【議案第 29 号】	
小城市立小中学校教職員の人事異動について	【承認】
第 2 協議事項	
【協議第 8 号】	
就学援助（準要保護）の認定について	【了承】
第 3 報告事項	
【報告第 40 号】	
教育委員会事務局職員の休職について	【了承】